

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第17条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（氏名又は住所の変更届等）」を付する。

第18条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について」を削り、同条を第24条とし、同条の前に次の1章および章名を加える。

第5章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

（委員長および副委員長）

第18条 条例第16条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）

に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する委員会は、市長がこれを招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(調査審議手続の非公開)

第20条 委員会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室において処理する。

(委員長への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第6章 雑則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。